

平成22年3月1日

優先株主各位

茨城県土浦市中央二丁目11番7号
株式会社筑波銀行
取締役頭取 木村 興三

当行優先株式についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、株式会社関東つくば銀行は、平成22年3月1日に株式会社茨城銀行と合併し、同日をもって商号を「株式会社筑波銀行」に変更いたしました。

また、この合併に伴い、現在優先株主様がご所有されております優先株式は、定款変更により「優先株式」から「第一種優先株式」に名称を変更させていただくとともに、優先株式に付与されております取得請求権の内容を一部変更させていただきましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

優先株主の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

変更内容	(変更前) 優先株式	(変更後) 第一種優先株式	
受付停止期間	株主総会基準日の翌日から株主総会日まで	(株主総会日までの受付停止規定を廃止)	
	株主確定日(3月31日、6月30日、9月30日、12月31日)の7前営業日から株主確定日まで	平成22年3月23日～31日 平成22年6月22日～30日 平成22年9月21日～30日	
	上記の他、株主確定日を定めた場合は、その7営業日前から株主確定日まで	上記の他、株主確定日を定めた場合は、その7営業日前から株主確定日まで	
取得請求対価	普通株式	普通株式 第二種優先株式	優先株主様による 選択が可能です
取得請求期限	平成22年10月28日	平成22年10月28日(変更なし)	
一斉取得	平成22年10月29日	平成22年10月29日(変更なし)	

- ※ 取得請求受付停止期間が短縮されました(株主確定日の7営業日前から株主確定日まで)。
- ※ 取得請求の対価として、これまでの普通株式に追加して、第二種優先株式のいずれかを選択することが可能となりました(選択して取得請求ができる期限は、平成22年10月28日まで)。
- ※ 優先株主様からいずれかの取得請求手続きがなされなかった第一種優先株式は、これまでの規定通り、平成22年10月29日をもってすべて「普通株式」を対価として当行が一斉取得いたします。
- ※ 第二種優先株式には取得請求権が付与されておきませんので、第一種優先株式の取得請求の対価としていったん第二種優先株式を選択し取得されますと、普通株式への取得請求はできなくなります。
- ※ 第二種優先株式は、平成27年10月29日以降、当行取締役会が別途定める日にその全部もしくは一部を1株につき3,000円を交付する方法により、当行が取得できることとなっております。
- ※ 取得請求の具体的な手続き方法については、最寄りの当行本支店、当行(つくば本部)029-859-8111(代表)もしくは日本証券代行(株)0120-707-843までお問い合わせ下さい。

以 上